

桑名市建築物等木材利用方針

第1 趣旨

この方針は、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成22年法律第36号。以下「法」という。）第12条第1項の規定に基づき、市内に整備される建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項、市が整備する建築物における木材の利用の目標を定めるとともに、その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項を定める。

第2 建築物における木材の利用の促進の意義

木材は、調湿性に優れ、断熱性が高く、リラックス効果があるなど人にやさしく心休まる素材であることから、その利用を推進することは、森林のもつ多面的機能の発揮を通じて地球温暖化の防止や地域経済の活性化に資するものである。

このため、建築物において率先して木材を利用することにより、環境や人に配慮した安らぎと潤いのある施設づくりを進めるものである。

そして、林業・木材産業の活性化と森林の適正な整備、木材自給率の向上を目指すものである。

1 木材利用の効果

建築物への率先した木材の利用により、木と触れ合う機会を増やし、木の大切さや良さ等実感する機会を幅広く提供することができる。

第3 建築物における木材の利用の促進のための施策に関する基本的事項

1 木材の利用を促進すべき建築物

この方針において、木材の利用を促進すべき建築物は、市内に整備される法第2条第2項第1号及び第2号並びに脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律施行令（平成22年政令第203号）第1条に掲げる建築物とする。

2 建築物における木材利用の促進のための施策の具体的方向

建築物における木材の利用の促進に当たっては、木造化を促進する建築物に該当するものについて木造化に努めるとともに、木造化が困難と判断されるものを含め、木質化に努めるものとする。

（注）この方針において「木造化」とは、建築物の新築、増築又は改築に当たり、構造耐力上主要な部分である壁、柱、梁、けた、小屋組み等の全部又は一部に木材を利用することをいい、「木質化」とは、建築物の新築、増築、改築又は模様替に当たり、天井、床、壁、窓枠等の室内に面する部分及び外壁等の屋外に面する部分に木材を利用することをいう。

第4 市が整備する建築物における木材の利用の目標

1 木材利用の目標

（1） 建築材料としての木材の利用の目標

市は、その整備する建築物のうち、木造化を促進する建築物に該当する低層の建築物について、木造化に努めるものとする。

また、その整備する建築物について、木造・非木造に関わらず、市民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、木質化を図ることが適切と判断される部分について、木質化に努めるものとする。

- (2) 建築材料以外の各種製品の原材料としての木材の利用の目標
市は、その整備するすべての建築物において、木材を原材料として使用した備品及び消耗品の利用に努めるものとする。
- (3) 木材の調達目標
市は、その整備する建築物における木造化・木質化の実施に当たっては、原則として県産材を使用するよう努めるものとする。
なお、県産材については「三重の木」認証材を優先して使用する。
- (注) この方針について「県産材」とは、三重県内の森林から産出された木材で、「三重の木」とは、三重県産の丸太を使用し、一定の規格基準に適合することを『「三重の木」利用推進協議会』により認証された木材製品をいう。

第5 その他建築物等における木材の利用の促進に関し必要な事項

1 公共工事における木材利用

市が発注する公共工事においては、間伐材及び木製品を積極的に利用するよう努める。ただし、間伐材及び木製品の利用に当たっては、その性能、品質、維持管理コスト等を考慮するものとする。

2 建築物等を整備する者への要請

市は、国・県・市以外の建築物を整備する者に対して、その整備する建築物や実施する工事において、この方針を踏まえた積極的な木材の利用を勧めるものとする。

3 建築物以外の分野における木材利用

市は、森林整備に伴って発生する木質バイオマスを燃料として有効活用できるよう調査・研究を進めるよう努めるものとする。

4 PR及び普及

市は、多くの市民が木材に触れ、親しみ、木材の持つ良さや木材利用の意義を知ることのできるよう、その整備した建築物等のPR及び木材利用の普及に努めるものとする。

5 コスト面で留意すべき事項

(1) 建築材料としての木材の利用のコスト

建築物の整備において木材を利用するに当たっては、建設自体に伴うコストにとどまらず、維持管理及び解体・廃棄等のコストについても考慮する必要がある。このため、建築物を整備する者は、部材の点検・補修・交換が容易な構造とする等の設計上の工夫により維持管理コストの低減を図るものとする。

また、利用者のニーズや木材の利用による付加価値等も考慮し、これらを総合的に判断した上で、木材の利用に努めるものとする。

(2) 建築材料以外の木材の利用のコスト

備品や消耗品についても、購入コストや、木材利用の意義や効果を総合的に判断するものとする。

附則

この方針は、平成27年4月1日から運用する。

この方針は、令和7年11月6日から運用する。